

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

教育訓練給付金のすべての支給額が確定した後、自立支援給付金の支給申請が可能となります。
市への申請期限は、教育訓練給付金（ハローワークでの支給額）が確定してから30日以内です。

●支給内容

【一般教育訓練】

ハローワークで教育訓練経費の 20%の支給（上限 10 万円）を受けた後、市から教育訓練経費の 60%（上限 20 万円）との差額分を支給。

〈例：教育訓練経費が 10 万円の場合〉

	教育訓練給付金（HW）	自立支援給付金（市）	合計
受講修了	2 万円 〈10 万円×20%〉	4 万円 〈10 万円×（60－20）%〉	6 万円

【特定一般教育訓練】

ハローワークで教育訓練経費の 40%の支給（上限 20 万円）を受け、訓練修了後 1 年以内にその訓練に係る資格を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、ハローワークより教育訓練経費の 10%が追加支給（上限 5 万円）される。ハローワークからの支給額確定後、市から教育訓練経費の 60%（上限 20 万円）との差額分を支給。

〈例：教育訓練経費が 10 万円の場合〉

	教育訓練給付金（HW）	自立支援給付金（市）	合計
受講修了のみ	① 4 万円 〈10 万円×40%〉	2 万円 〈10 万円×（60－40）%〉	6 万円
1 年以内に資格取得・就職した場合	上記①＋1 万円 〈10 万円×（40＋10）%〉	1 万円 〈10 万円×（60－50）%〉	6 万円

【専門実践教育訓練】

訓練受講開始日から 6 ヶ月ごとに、ハローワークより教育訓練経費（入学科＋受講料）の 50%（年間上限 40 万円）が給付される。

訓練修了後 1 年以内にその訓練に係る資格を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、ハローワークより教育訓練経費の 20%（年間上限 16 万円）が追加で給付される。

その後上記資格取得・就職に加えて、就職から 1 年以内の任意の 6 ヶ月間の賃金が受講開始前の賃金と比較して 5%以上上昇した場合は、ハローワークより教育訓練経費の 10%（年間上限 8 万円）が追加で給付される。

ハローワークからの支給額確定後、市から教育訓練経費の 60%または 85%との差額分を支給。

〈例：教育訓練経費が 100 万円（受講期間 2 年間）の場合〉

	教育訓練給付金（HW）	自立支援給付金（市）	合計
受講修了のみ	① 50 万円 〈100 万円×50%〉	10 万円 〈100 万円×（60－50）%〉	60 万円
1 年以内に資格取得・就職した場合	上記①＋② 20 万円 〈100 万円×（50＋20）%〉	15 万円 〈100 万円×（85－70）%〉	85 万円
就職後 1 年以内に賃金 5 %上昇した場合	上記①＋②＋10 万円 〈100 万円×（50＋20＋10）%〉	5 万円 〈100 万円×（85－80）%〉	85 万円